

横山幸次

区政報告
ニュース

No. 616

2016年5月22日
発行 日本共産党区議団
Tel 3802-4627
fax 3806-9246
E-mail arajcp@tcn-cat
v.ne.jp
★町屋相談室
荒川区町屋5-3-5
Tel 3895-0504
E-mail yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログ・ツイッターをご覧ください。横山幸次で検索して下さい。

どうなった介護保険

「介護予防日常生活支援事業」実施から1年 要支援者のサービス利用状況はどうなった



事業対象者数は増加、サービス利用は減少…訪問介護やデイサービスからの「卒業」誘導は？

2015年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」）から1年経過。この事業は、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護を全国一律の介護保険から切り離し、各自自治体が行う「新総合事業」に移行させるものです。

「新総合事業」で要支援のみならずの訪問介護や通所介護の利用状況がどうなっているのでしょうか。当局は「これまでと変わません」といつてきました。

そこで昨年4月から本格実施された「新総合事業」

介護予防・日常生活支援総合事業

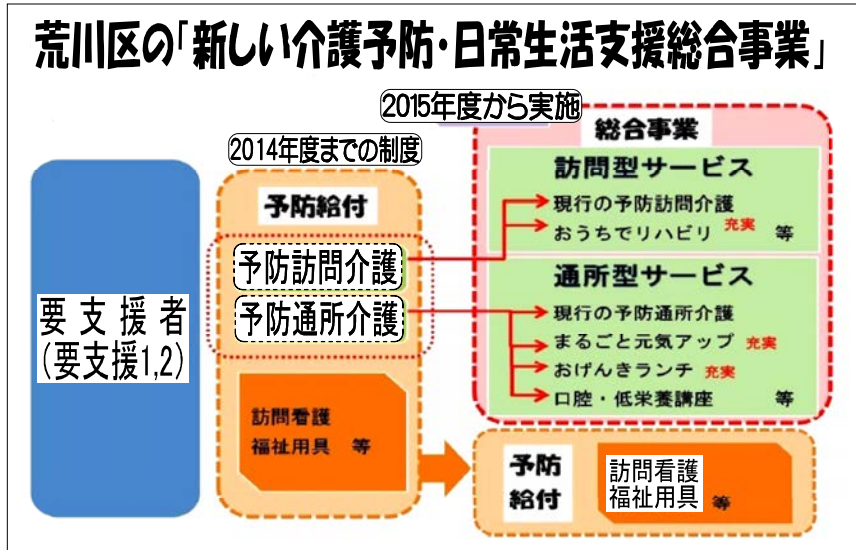
☆対象者数

	2014年5月	2105年3月	増減	2015年5月	2016年3月	増減
要支援1	1,065	1,090	25	1,107	1,226	119
要支援2	1,058	1,168	110	1,164	1,130	34
その他対象者	—	—	—	115	165	50
合計	2,123	2,258	135	2,386	2,521	203

☆サービス利用状況

	2014年5月	2015年3月	増減	2015年5月	2016年3月	増減
訪問介護	520	562	42	647	513	△134
通所介護	623	749	126	863	764	△99
おうちでリハビリ	—	4	4	6	7	1
まるごと元気アップ	44	35	△11	30	38	8
お元気ランチ	98	110	12	109	107	△2
合計	1,285	1,460	173	1,655	1,429	△226

(注)△は減少 2014年度はモデル事業、2015年度から本格実施



の最新データを出してもらいました（左表）。それを見ると要支援1、2の方は、2015年度で昨年5月から153人増加、一方訪問・通所介護利用は合計で233人減少。訪問介護は、約一年間で2割以上の減少です。この要因について、区側からま

だ説明はありませんが、新規利用者数、サービス利用を止めた方の理由、多職種による地域ケア会議の内容（介護サービス「卒業」への誘導などないか？）など分析と検証が必要です。大事なことは、お一人お一人の高齢者のみなさんに、身体状況や家庭状況など実態をきちんとふまえ、必要な介護サービスが提供されているのかどうかという事です。

裏面 荒川区の災害時 備蓄状況など…

定例法律相談会

6月6日(月)

午後6時～8時

横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。秘密は厳守します。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。

生活相談は、随時受付しています。

TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ、後で連絡します。
区役所控室 3802-4627



ツツジの花からバラの花へ！都電沿線を彩るバラの花も今が盛りとばかりに咲き誇っています。初夏ともいえる強い日の光を浴びて何とも刺激的な彩りを醸し出しています。淡い色からビロード色の重厚な花まで目と心を楽しませてくれますね。バラの市も盛況だったようです。バラは、春と秋に二度花を咲かせます。でも初夏に咲くバラの花は、

ツツジの花からバラの花へ季節はめまぐるしく変化 政治の舞台でも国民主権が花ひらく時代へ…

ツツジからバラの花へ！都電沿線を彩るバラの花も今が盛りとばかりに咲き誇っています。初夏ともいえる強い日の光を浴びて何とも刺激的な彩りを醸し出しています。淡い色からビロード色の重厚な花まで目と心を楽しませてくれますね。バラの市も盛況だったようです。バラは、春と秋に二度花を咲かせます。でも初夏に咲くバラの花は、

格別です。

ところで私たちの暮らしに花が咲く時期は来るのでしょうか？必ず来ます。私たちの自覚した意志で、主権者が国民であると宣言した日本国憲法の理念を実現する正念場に來たようです。

横山幸次

品名	備蓄数量	備考	品名	備蓄数量	備考
乾パン	143,232食	保存年限5年	カーペット	5,495枚	
アルファ化米	133,800食	保存年限5年	発電機	214台	
おかゆ	5,561食	缶・パック	大型炊飯バーナー	10台	
粉乳	2,742缶	保存年限18月	小型炊飯バーナー	73台	
粉乳(アレルギー対応)	132缶	保存年限18月	トイレ	マンホール 405基 組立 161基	
保存飲料水(1.5%)	2,224本	保存年限5年	水槽(1&2トン)	84台/27台	組立式・輸送用
毛布	51,641枚	圧縮パック	ポリタンク(20リットル)	3,024個	
タオル	89,577枚		アルコール燃料	540個	600グラム缶入
哺乳ビン	1,420本		医薬品セット	38組	500人用/組
石けん	32,220個		医療資材	15組	
リヤカー	73台		ポリ袋	63,500袋	

※注釈1 上記の備蓄数量は、南千住倉庫を除いた備蓄数量の総数である。
 ※注釈2 南千住倉庫には、上記とは別に、災害救助法適用時に近隣区とともに配付を受ける下記の物資がある。

(備蓄物資：毛布66,500、カーペット90,765、キャンドル14,467)
 ミニ備蓄倉庫「小中学校等40カ所収納品」(1カ所あたり)

品名	備蓄数量	備考	品名	備蓄数量	備考
※乾パン	2,688食	保存年限5年	毛布	830枚	
※アルファ化米	1,350食	保存年限5年	※組立式簡易トイレ	3台	
※粉乳	60缶	保存年限18月	※マンホールトイレ	避難所の規模に 合せ0から 48基	
※保存飲料水(1.5%)	60本	保存年限5年	プロパンガスコンロ	2台	
※哺乳ビン	40本		※折畳式リヤカー	2台	300kg積
※おかゆ	100食		日常医薬品セット	1組	
折畳みポリタンク	30個		※スコップ	5本	
組立式ベッド	14基		※バール	5本	
間仕切り板	10組		※手斧	5本	
※車椅子	3台		※ヘルメット	5個	
※ラジオ付ライト	3台		※大人用オムツ	170枚	
※トイレトイレットペーパー	200巻		※生理用品	1,008枚	
※ウエットティッシュ	96個		※生理用ショーツ	180枚	
※炊飯バーナー	1式		※乾電池	単二21個 単三14個	

※注釈 南千住清掃車庫車庫においては、※の品名を備蓄 (区のホームページから)

荒川区の災害時備蓄物資状況… 避難所への配布は？各家庭備蓄は？

大地震などによる災害では、多くの方が住宅、食料、飲料水を含め生活手段を失うことになり、最低3日分の生活物資は、最低3日分の生活物資などの備蓄を区内5カ所の備蓄倉庫と小中学校など40カ所のミニ備蓄倉庫に保管しています(左表・区の備蓄一覧)。

熊本地震では、物資はあっても配布体制が不備で避難所に届かない、避難所以外の方に物資が届かない：など多くの課題が見えてきました。しかしこれらは決して熊本だけの問題ではありません。荒川区など大都市では、物資はあっても狭隘な道路や密集市街地の建物倒壊などで届けること事態の困難が容易に予測されます。一次避難所の小中学校にはミニ備蓄倉庫がありますが、二次避難所、福祉避難所の備蓄など、どうしていくのか課題です。また、家庭での備蓄についても再検証するときは、

名称	所在地	床面積
① 荒川防災備蓄倉庫	荒川三丁目3番3号	649.67㎡
② 町屋備蓄倉庫	町屋三丁目27番10号	148㎡
③ 尾久備蓄倉庫	西尾久八丁目10番5号	149㎡
④ 日暮里備蓄倉庫	西日暮里五丁目38番2号	154㎡
⑤ 汐入公園防災備蓄倉庫	南千住八丁目13番2号	335㎡

川区など大都市では、物資はあっても狭隘な道路や密集市街地の建物倒壊などで届けること事態の困難が容易に予測されます。一次避難所の小中学校にはミニ備蓄倉庫がありますが、二次避難所、福祉避難所の備蓄など、



※上表の番号を地図に落とすと
 難所、福祉避難所の備蓄など、どうしていくのか課題です。また、家庭での備蓄についても再検証するときは、

戦争法廃止…2000万署名にご協力を 全国1200万人(5/3現在)の署名が集まっています

戦争させない・9条壊すな！総がかり実行委員会は、戦争法廃止に向け6月末をめざし引き続き2000万をめざして署名の取り組みを呼びかけています。

請願事項は、①戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください②立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください…です。

署名用紙は、総がかり実行委員会のホームページ (<http://sogakari.com>) からダウンロードできます。また横山幸次区議事務所にも置いてありますのでお問い合わせ下さい。

また署名用紙の投函ポストを横山事務所に設置しました。

みなさんの引き続きご協力をお願いします。



来年度から住民税も事業所徴収を徹底

中小零細の事業所は、専任の経理担当者がいない、従業員の出入りが多いなど特別徴収に消極的だったのを自治体も認めてきました。しかし、来年度から事業主が徴収を怠ると事業主への滞納処分が発生します。東京都は、来年度から住民税の滞納抑制のために所得税の源泉徴収と同じように「事業主が従業員の住民税を給与天引きして一括納入すること」を徹底しようとしています。65歳以上の方はすでに年金天引きですが、小規模事業所で働く区民のうち約3万人が新たに特別徴収になります。中小零細事業所の事務作業への影響も懸念されます。マイナンバー制度と合わせて、アルバイト・副業も含め完全に庶民の所得・納税が管理されそうです。税金納付は必要なことですが、給与が上がらず生活費に食い込む重たい税金、医療・年金保険料は、深刻です。中小零細企業に勤め、やむなく滞納して納付書で分割納付している方(5,000人以上)にも配慮が必要です。

- 当面、普通徴収を認める場合
- ①総従業員が2名以下
 - ②他の事業所で特別徴収
 - ③給与が少なく天引きできない
 - ④給与支払いが不定期
 - ⑤事業専従者(個人事業主)
 - ⑥退職者又は、退職予定者